

令和5年第3回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 3 月 22 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第 6 号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	1件
議第 7 号	農地等の利用の最適化推進に関する指針について	1件
議第 8 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の作成について	2件
議第 9 号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画に係る意見聴取について	1件
報第 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について	2件
報第 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	7件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	

11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和 5 年第 3 回農業委員会総会を開会する。本日は、欠席、遅刻などの連絡が無いので、17 名全員の出席となる。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、5 番 市原 勝美 委員、6 番 坂崎 寛治 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 6 号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第 6 号について説明をお願いするが、本案件については、7 番右高 一朋委員が利害関係人となるので、『農業委員会等に関する法律』第 31 条により議事に参与することができないので、7 番右高一朋委員は一時退室をお願いする。

(7 番 右高 一朋委員 退室)

事務局 農業経営基盤強化促進法第 12 条により、農業経営改善計画を認定するにあたり、多治見市から当委員会に意見を求められたもの。計画の申請者は■■■■市■■■町■■丁目■■■■番地の■■、■■■■■さん。申請書の(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標では、現状の年間所得 120 万円を令和 10 年目標で 400 万円、年間労働時間が二人で現状 6,500 時間を令和 10 年目標で 5,500 時間としている。生産性を向上させることで所得を増やし、労働時間を減少させることを目標としている。農用地は多治見市内に所有地として、田が 20a、畑が 15a、

借入れ地として田が 40a（目標 50a）、畑が 5a となっている。
生産方式の合理化では、色選別機の導入により、米の品質を向上させる。コストが上がっており、それを農産物価格に転嫁できるかが課題となる。現在、長男が手伝いをしており、将来は長男に継がせたいとの事。

議長 議第 6 号について、各委員意見があれば発言願う。

（発言なし）

議長 発言がないので、議第 6 号について採決を行う。議第 6 号について、賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第 6 号は承認することに決定する。

次に議第 7 号「農地等の利用の最適化推進に関する指針について」を上程する。
議第 7 号事案 1 について事務局から説明願う。

事務局

「人・農地プラン」が改められ「地域計画」になった事の説明
地域農業の将来の在り方の計画について説明
農業を担う者ごとに利用する農地の地図作りについて説明
以下、資料を確認しながら説明

議長 それでは議第 7 号について、委員から意見があれば発言願う。

（発言なし）

議長 難しい事であるが、農業委員の力が必要な事であり、皆さんの協力を願う。
発言がないので、議第 7 号について採決を行う。議第 7 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第 7 号は承認することに決定する。

議長 次に「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の作成について」を上程する。議第8号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案の承認を求められたため、審議を行っていただくもの。使用貸借権設定。貸付人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。借受人、岐阜市藪田南5-■■■■■、一般社団法人岐阜農業畜産公社。土地は1筆。高根町1丁目■■番、田、1,146 m²。令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間の計画を策定するもの。使用貸借なので、料金は発生しない。続けて、賃借権設定。貸付人■■■■、市■■■町■■丁目■■、■■■■■。借受人、岐阜市藪田南5-■■■-■■■、一般社団法人岐阜農業畜産公社。土地は1筆。大原町3丁目■■番、田、624 m²。令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間の計画を策定するもの。使用貸借なので、料金は発生しない。畦畔管理については、所有者が行う予定。

議長 以前にも同じケースがあったが、個人では難しい農地の貸し借りについて、中間管理機構という組織が間に入ることによって貸し借りの調整を行い、耕作しやすいようにするという事。今回はそれが2件上程された。

まず議第8号-1について、地元委員から意見があれば発言願う。

8番 以前と同じであるが、若い■■■■■さんにやってもらう話になった。これまでは、口約束のような事もあったようだが、今回は中間管理機構を間に入れて、■■■さんに引き継がれる。

こちらに関しては、所有者が耕作してもらう事を望んでいて、お互いに話はあるという状態で中間管理機構が間に入っている。

議長 他に意見はあるか？

12番 ■■■■さんが米の肥料に鶏糞を使ってみるという話を耳にしたが、肥料としてはあまり良くないかもしれない。

議長 他に意見はあるか？

(発言なし)

議長 続いて、議第8号-2の大原町について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 こちらの農地も、■■■■さんにやってもらう話になっている。中間管理機構を間に入れて、■■さんに引き継がれる。こちらに関しても、所有者が耕作してもらう事を望んでいて、お互いに話はついている状態で中間管理機構が間に入っている。畔などは、所有者の小嶋さんが自分で草刈りなどされるとのこと。

議長 他に意見はあるか？

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 8 号-1 について採決を行う。議第 8 号-1 について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 8 号-1 は承認することに決定する。

議長 続けて、議第 8 号-2 について採決を行う。議第 8 号-2 について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 8 号-2 は承認することに決定する。

議長 次に、議第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画に係る意見聴取について」を上程する。議第 9 号について事務局より説明願う。

事務局 農地利用配分計画案の作成にあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律に従い、多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。さきほどの議案 8 号の案件について、受け手を決めるという事になる。場所は、議案 8 号-1 の 1 筆で、借りる人は■■■■さん。以前から議案に挙がっているとおり。土地の所有者は■■■■さんで、ここは使用貸借ということで、無料で借りられる。もう 1 件は 8 号-2 の 1 筆で、こちらも■■さんが使用貸借。土地の所有者は■■■■さん。こちらも使用貸借ということで、無料で借りられる。畦畔管理は■■さんが

行う。

議長 前の議題に続きとなる。中間管理機構が仲介となって、■■さんが借りるという形になる。

議案 9 号は一つの議題として扱う。委員から意見があれば発言願う。

6 番 以前からの繰り返しの話だが、■■さんはまだ農業の経験が浅いが、■■■■さんがどこまで面倒が見られるかはわからない。農機具類も古くなってきて壊れている物もあることから、■■さん自身が購入していかなければならないものもある。

7 番 ■■さんが行う草刈りの費用について、3 万円との事で少し高い。もっと高い人もいるが、■■■■さんが草刈りを無料でやっていた事もあって、大丈夫なのかという声もあると聞いた。年に 4 回草刈りを行うとの事で、やる気はあると思うので、頑張ってもらいたい。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

他に発言がないので、議第 9 号について採決を行う。議第 9 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 9 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件。申請番号 1 ■■■市■■町■丁目■■番、■■■■。土地は池田町 5 丁目■■■番地、登記簿地目は田、現況は田、231 m²。一般個人住宅に転用。

申請番号 2 ■■■市■区■■丁目■■番■、■■■■■■。土地は喜多町丁目■■番の■、登記簿地目は田、現況は宅地、134 m²。住宅用敷地に転用。

議長 報第 4 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 申請番号 2 の所在地だが、備考に昭和 47 年に 5 条で許可とあるが、その後農地にはなっていないという事か。

事務局 現況が宅地となっているが、地目の変更がなされておらず今回の申請となった。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 4 号を終了いたします。

議長 次に報第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 5 号について事務局より説明願う。

事務局 7 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■■■番地の■■、■■■■他 1 名。譲受人、■■■■市■■■■■■■■■■番地の■■、■■■■。土地は 5 筆、笠原町平園■■■■番■■、登記簿地目は田、現況は山林原野で 99 m²、笠原町平園■■■■番■■、登記簿地目は田、現況は山林原野で 667 m²、笠原町平園■■■■番■■、登記簿地目は田、現況は山林原野で 254 m²、笠原町平園■■■■番■■、登記簿地目は田、現況は山林原野で 17 m²、笠原町平園■■■■番■■、登記簿地目は田、現況は山林原野で 54 m²。合計で 1091 m²、太陽光発電施設の設置敷地に転用。

申請番号 2 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■、譲受人、■■■■市■■■町■■丁目、■■■■。土地は 2 筆、市之倉町 2 丁目■■■番、登記地目は畑、現況も畑で 76 m²、市之倉町 2 丁目■■■番、登記地目は畑、現況も畑で 72 m²。合計で 148 m²、一般個人住宅敷地に転用。

申請番号 3 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■、譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は池田町 5 丁目■■■番、登記簿地目は田、現況は畑で 145 m²。一般個

人住宅敷地に転用。

申請番号 4、所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地の■■、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■。土地は池田町 5 丁目■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、115 m²。駐車場敷地に転用。

申請番号 5、所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■。土地は平井町 4 丁目■■■番■■、登記簿地目は田、現況も田、66 m²。一般個人住宅敷地に転用。

申請番号 6、所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■。土地は池田町 5 丁目■■■番、登記簿地目は田、現況は畑、224 m²。駐車場敷地に転用。

申請番号 7、賃貸借権、譲渡人、■■■市■■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■■■■■■■。土地は太平町 6 丁目■■■番■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、207 m²。駐車場敷地に転用。

議長 報第 5 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 5 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

17 番 広報多治見に鳥獣害被害対策として、イノシシのフェンスの補助金を 5 万円まで行くとアナウンスがあったが、どのくらいの予算がついているのか。

事務局 上限 5 万円で 20 件を想定している。農地にはワイヤーメッシュが最も効果的であるが、費用がかかるため電気柵に対しての市単独の補助になる。現時点では、何件の応募があるのかは予測できていない。4 月 1 日の広報にやる予定。

議長 他に発言は無いか。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局

次回の総会開催日は、4月26日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。

総会終了後、タブレット研修を実施する事について連絡。

以上。

(閉会 午後 3時 30分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 5 年 3 月 22 日

議事録署名

5 番

6 番

議長